

平成29年(2017年)1月30日

報道機関各社 様

保健福祉局保険医療部

平成27年度国民健康保険 保険基盤安定負担金（保険者支援分）の返還について

この度、平成27年度の国民健康保険 保険基盤安定負担金（保険者支援分）を国及び北海道に申請した際に、算定が誤っており、過大受領が発生したことが判明したため、国及び北海道に同額を返還することとなりましたので、お知らせいたします。

今後は細心の注意をもって業務にあたり、再発防止に努めてまいります。

なお、今回の返還では、保険料が増加する等の国民健康保険加入者への影響はありません。

1 返還額

国及び北海道への保険基盤安定負担金（保険者支援分）（別紙1参照）の返還額は下記のとおりとなっております。

国への返還額	約1億8千5百万円
北海道への返還額	約9千3百万円
合計	約2億7千8百万円

2 これまでの経過

平成28年10月下旬に国及び北海道に対し平成28年度の保険基盤安定負担金の申請を行った際、平成27年度の申請と比較して、金額の乖離が大きいため、調査を行ったところ、平成27年度の申請に誤りがあったことが判明しました。

3 原因

保険基盤安定負担金の算定に当たっては、国民健康保険に加入している一般被保険者（※）の人数、世帯数、所得等の情報を基礎数値として使用していますが、データ入力の際に、基礎資料の参照箇所を誤ってしまったことから、過大受領が発生したものです。

※一般被保険者とは、国民健康保険の被保険者のうち、会社などを退職して被用者年金の受給権がある退職者医療制度に該当する方（退職被保険者）を除いた方です。
※この退職者医療制度に該当する方の医療費は被用者保険から財源補填されるため、保険基盤安定負担金（保険者支援分）の対象から除かれます。

(1) 保険基盤安定負担金（保険者支援分）の算定方法

「一人当たり保険料算定額（※）」×「軽減対象一般被保険者数」×「国の支援率」

※「一人当たり保険料算定額」は、一般被保険者分の均等割額、平等割額、所得割額を算定した上で算出します。

(2) 参照箇所の誤りについて

・ 1つ目の誤り

「一般被保険者分」の算出に当たっては、「全体分」から「退職被保険者分」を差し引くべきところを、「一般被保険者分」から「退職被保険者分」を差し引いてしまった（本来よりも過少になる）。

・ 2つ目の誤り

「一般被保険者分」の所得割額の算定に当たっては、所得から基礎控除(33万円)を差し引いた「旧ただし書き所得」を使用すべきところを、基礎控除を差し引く前の所得を使用してしまった（本来よりも過大になる）。

最終的に、1つ目の過少要素よりも2つ目の過大要素が上回っていたことから、申請額が過大になってしまった。

4 今後の対応

過大受領分の返還に係る予算については、平成29年度一般会計予算に計上し、平成30年3月までに返還する予定となっております。（別紙2参照）

5 再発防止策

現在は本負担金に関する電算システムが改修され、再発防止に寄与しておりますが、今後ともシステムに頼るだけでなく、複数の職員が目視申請書類と関係帳簿の突合を徹底するなど、事前の確認体制を強化し、再発防止に努めてまいります。

問い合わせ先

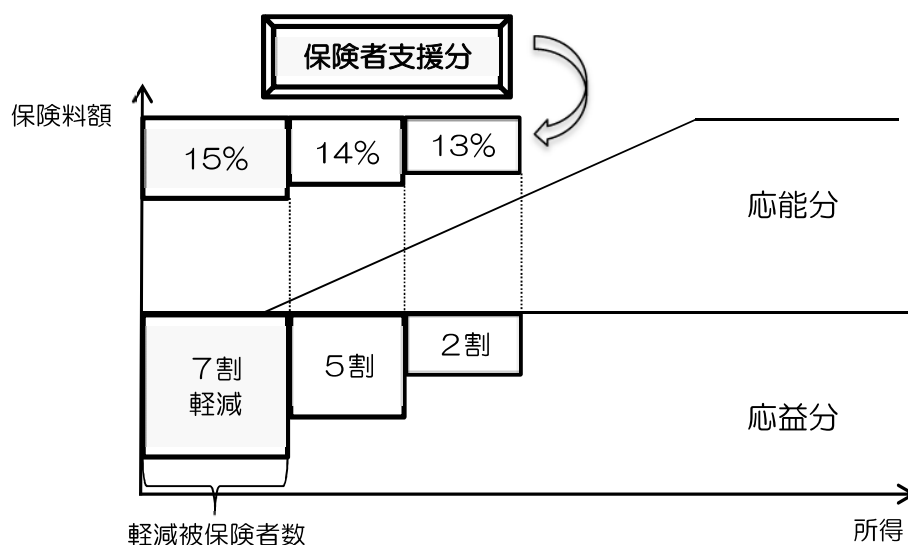
保健福祉局保険医療部保険企画課 森川

電話 211-2952

【保険基盤安定負担金（保険者支援分）について】

国民健康保険は、構造的に保険料負担能力の低い低所得者の加入割合が高く、他の健康保険と比較すると相対的に保険料負担が重いものとなっている。

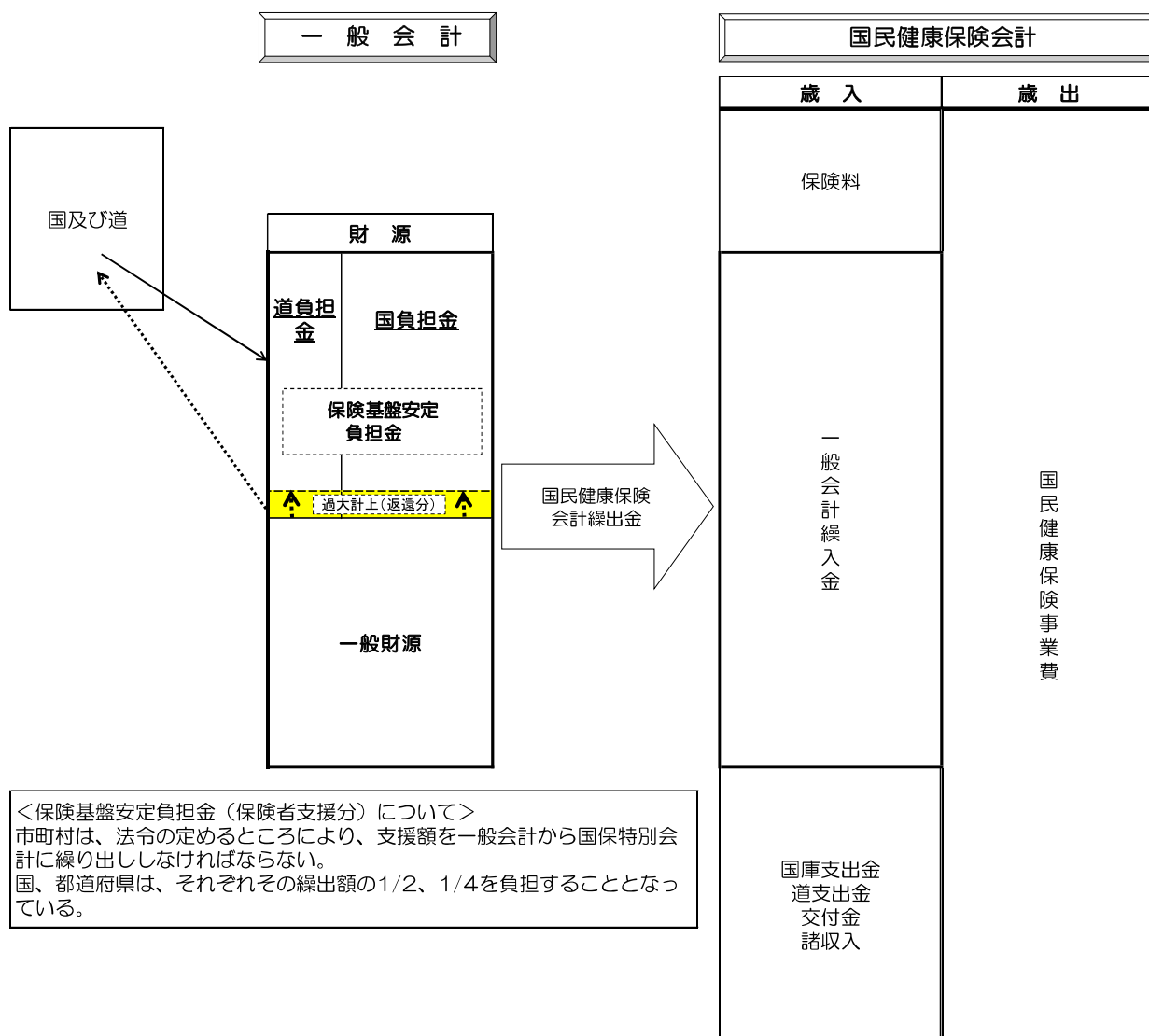
そのため、保険料軽減の対象となった一般被保険者の数に応じて平均保険料の一定割合を公費（国・道・市）で補填することにより、低所得者を多く抱える市町村を支援し、中間所得層を中心に保険料負担を軽減することを目的として、創設された制度。



所得に応じた保険料（均等割、平等割）の軽減（平成28年度の場合）

所得が下記の金額以下の世帯	軽減割合
33万円	7割軽減
33万円 + (26万5千円 × 加入者数)	5割軽減
33万円 + (48万円 × 加入者数)	2割軽減

【保険基盤安定負担金（保険者支援分）返還のイメージ図】



＜保険基盤安定負担金（保険者支援分）について＞
市町村は、法令の定めるところにより、支援額を一般会計から国保特別会計に繰り出ししなければならない。
国、都道府県は、それぞれその繰出額の1/2、1/4を負担することとなっている。